

男女共同参画に関する市民アンケート調査



ご協力をお願い

市民の皆さまには、日頃から市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
安城市では、さらなる男女共同参画の推進を図るため、平成30年に策定した「第4次安城市男女共同参画プラン」を改訂し、「第5次安城市男女共同参画プラン」を令和5年度中に策定する予定です。

今回の調査は、市民の皆さまの男女共同参画に関する考えや実態などをお聞かせいただき、このプランに反映させることを目的として実施します。それ以外の目的に使うことはありません。回答はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されるなど、回答された方にご迷惑をおかけするようないことはありません。

この調査票は、安城市在住の18歳以上の方を対象として、無作為に2,000人を選ばせていただきお送りしました。お忙しいところを誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、このアンケートは無作為抽出しておりますので、市からのアンケートのお願いが連続することがありますが、ご容赦ください。

令和4年8月

安城市長 神谷 学

回答期限:令和4年9月12日(月)

回答方法

●回答期限までに、①又は②のどちらかの方法でご回答ください。

①Webページから入力

右のQRコードからWebページにアクセスし、ご回答ください。

(Webシステムの管理は、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。)

Webでご回答いただいた方は、本調査票の郵送は不要です。

②調査票に記入

調査票に回答を直接記入し、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

回答にあたって

●回答は、封筒あて名のご本人にお願いします。ただし、ご本人が何らかの事情で答えられない場合は、ご家族と相談のうえお答えください。



<回答サイトのQRコード>

このアンケートは令和4年8月1日時点の住民基本台帳を基にお送りしています。

<問合せ先>

安城市役所 市民生活部 市民協働課 (担当: 島、杉浦)

電話: 0566(71)2218 FAX: 0566(72)3741

電子メール: kyodo@city.anjo.lg.jp

このページでは、「男女共同参画」についての解説を掲載しています。
ぜひ、読んでみてください。



男女共同参画ってどうして必要なの？

男女共同参画が推進されることで、「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担にとらわれず、男性も女性も、意志に応じて、あらゆる分野で活躍できるようになります。男女共同参画社会が実現することは、一人ひとりの豊かな人生につながるのです。

家庭では…

- 家族を構成する個人が、互いに協力し合うことによって、家族のパートナーシップが強化されます。
- 仕事と家庭を両立できる環境が整い、男性の家事への参画が進むことによって、子育てや教育、介護を協力して行うことができます。

職場では…

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。
- 働き方の多様化が進み、誰もが働きやすい職場環境が確保されることによって、個人の能力が最大限に発揮されます。

地域では…

- 誰もが主体的に地域活動やボランティア活動に参画することによって、地域が元気になります。
- 地域の活性化や生活環境の改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現します。

一人ひとりの豊かで幸せな人生の実現

1 あなた(回答者)ご自身のことについておたずねします。

問1 性別 (○は1つだけ)	1. 男性 2. 女性 ※統計上必要ですので、戸籍上の性別を選択してください。
問2 年齢 (○は1つだけ)	1. 10歳代 4. 40歳代 7. 70歳以上 2. 20歳代 5. 50歳代 3. 30歳代 6. 60歳代
問3 職業 (○は1つだけ)	1. 会社員・公務員(常勤) 2. パート・アルバイト 3. 派遣、契約社員 4. 自営業・自由業・農業(家族従業者を含む) 5. 専業主婦・専業主夫 6. 学生 7. 就業していない 8. その他()
問4 婚姻状況 (○は1つだけ)	1. 既婚(事実婚を含む) 2. 離別・死別 3. 未婚 4. その他()
※問4で「1. 既婚(事実婚を含む)」と回答した方のみ 問4-1 配偶者・パートナーの職業 (○は1つだけ)	1. 会社員・公務員(常勤) 2. パート・アルバイト 3. 派遣、契約社員 4. 自営業・自由業・農業(家族従業者を含む) 5. 専業主婦・専業主夫 6. 学生 7. 就業していない 8. その他()
問5 子どもの有無 (○は1つだけ)	1. 同居している子どもがいる (最も年齢が低い子どもの年齢: 歳) 2. 子どもはいるが同居していない 3. 子どもはいない
問6 家族構成 (○は1つだけ)	1. 単身世帯(1人) 2. 1世代世帯(夫婦のみ) 3. 2世代世帯(親と子) 4. 3世代世帯(親と子と孫) 5. その他()
問7 お住まいの中学校区 (○は1つだけ) ※中学校区がわからない方は、()に町字名を書いてください。	1. 安城南中学校 6. 東山中学校 2. 安城北中学校 7. 安祥中学校 3. 明祥中学校 8. 篠目中学校 4. 安城西中学校 9. わからない 5. 桜井中学校 ()町

2 家庭生活についておたずねします。

問8 次にあげる考え方について、あなたはどのように思いますか。(A～Eのそれぞれの項目で、○は1つずつ)

	そう思う	どちらかと言えば そう思う	い どちらとも言えな い	どちらかと言え ば そう思わない	そう思わない
A 男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい	1	2	3	4	5
B 結婚は個人の自由だから、結婚してもしなくてもよい	1	2	3	4	5
C 夫は、妻や子どもを引っ張っていく方がよい	1	2	3	4	5
D 女性は結婚したら、仕事や自分自身のことより、夫や子どもなど家族中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5
E 男性は結婚したら、仕事や自分自身のことより、妻や子どもなど家族中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5

問9 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方について、どのように考えますか。(○は1つだけ)

1. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい
2. 男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよい
3. どちらとも言えない
4. その他 ()

問10 あなたが、家事・育児に携わる平日1日あたりの平均的な時間はどのくらいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. まったく関わっていない | 5. 2時間以上3時間未満 |
| 2. 30分未満 | 6. 3時間以上5時間未満 |
| 3. 30分以上1時間未満 | 7. 5時間以上8時間未満 |
| 4. 1時間以上2時間未満 | 8. 8時間以上 |

問 16 ワーク・ライフ・バランスという言葉についておたずねします。(○は1つだけ)

1. 内容まで知っている
2. 聞いたことがある
3. 知らない



CHECK ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) とは

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望に沿った形で、バランスよく展開できる状態のことです。そうなることで、一人ひとりがさまざまな希望を実現させ、豊かさを実感すると同時に、職場は活力に満ちた企業・組織に、家庭生活は充実し、地域社会も活性化するなど、いい循環が期待されます。

問 17 あなたご自身のワーク・ライフ・バランス実現のための努力の状況について教えてください。(○は1つだけ)

1. かなり努力している
2. まあまあ努力している
3. あまり努力していない
4. ほとんど努力していない
5. 努力をしていない

→ <問 17 で「1. かなり努力している」または「2. まあまあ努力している」と答えた方におたずねします>

問 17-1 あなたがワーク・ライフ・バランス実現のために行っていることをお答えください。(○は1つだけ)

1. 残業を減らす
2. 年休をしっかりと取る
3. 効率よく仕事をする
4. 自己啓発を進める
5. 地域活動等に参加する
6. その他 ()

問 18 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うものをお答えください。(○は3つまで)

1. 職場の理解
2. 家族の理解と協力
3. 社会構造・制度の変化
4. 経済的な余裕
5. 時間的な余裕
6. 自分自身の意識の持ち方
7. その他 ()

問 19 あなたは、管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。(○はいくつでも)

1. やりがいのある仕事ができる
2. 賃金が上がる
3. 能力が認められた結果である
4. 家族から評価される
5. 自分自身で決められる事柄が多くなる
6. やるべき仕事が増える
7. 責任が重くなる
8. やっかみが出て足を引っ張られる
9. 仕事と家庭の両立が困難になる
10. その他 ()
11. 特にない
12. わからない

問 20 あなたは、現在通常業務でテレワークによる勤務をしていますか。(○は1つだけ)

1. 完全にテレワークで勤務 (出勤をしていない)
2. 原則としてテレワークで勤務 (出勤の頻度が週1回以下)
3. 週に数回テレワーク
4. 原則として出勤しているが必要に応じてテレワークで勤務
5. テレワークによる勤務をまったくしていない

問 21 あなたは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にするテレワークで働きたいと思いませんか。(○は1つだけ) ※仕事をしていない方も、仕事すると仮定してお答えください。

1. 積極的にテレワークをしたい
2. できればテレワークをしたい
3. どちらとも言えない
4. できればテレワークをしたくない
5. まったくテレワークをしたくない

4 女性の活躍推進についておたずねします。

問 22 あなたは女性の仕事について、どのような形が望ましいと思いませんか。(○は1つだけ)

1. 女性は仕事を持たない方がよい
2. 結婚するまでは、仕事をする方がよい
3. 子どもができるまでは、仕事をする方がよい
4. 子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい
5. 結婚をしても、子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい
6. その他 ()

問 23 現在働いている方におたずねします。現在の職場で、仕事内容や待遇面で女性であるという理由で男性に比べて不利益を被ることがあると思いませんか。(○は1つだけ)

1. 不利益を被ることがあると思う
2. そのようなことはないと思う
3. わからない
4. その他 ()

→ 次ページの間 23-1へ

<問 23 で「1. 不利益を被ることがあると思う」と答えた方におたずねします>

問 23-1 具体的にはどのようなことですか。(○は1つだけ)

1. 賃金に差別がある
2. 昇進に差別がある
3. 能力が正当に評価されない
4. 補助的な仕事しかやらせてもらえない
5. 女性を幹部職員に登用しない
6. 結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある
7. 女性は定年まで勤めにくい雰囲気がある
8. 教育、研修を受ける機会が少ない
9. その他 ()

問 24 女性が働き続けるために必要なことは何だと思えますか。(主なもの3つまでに○)

1. 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
2. 介護支援サービスの充実
3. 家事・育児支援サービスの充実
4. 男性の家事参加への理解・意識改革
5. 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革
6. 働き続けることへの女性自身の意識改革
7. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
8. 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
9. 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
10. 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
11. その他 ()

問 25 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思えますか。(主なもの3つまでに○)

1. 多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される
2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる
3. 女性の声が反映されやすくなる
4. 国際社会から好印象を得ることができる
5. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる
6. 男女問わず仕事と家庭を両立しやすい社会になる
7. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む
8. 男性の家事・育児などへの参加が増える
9. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる
10. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる
11. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し家計負担及び公的負担が増大する
12. その他 ()
13. わからない

5 男性と女性の立場やあり方に関する意識についておたずねします。

問 26 あなたは、次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(A～Gのそれぞれの項目で、○は1つずつ)

	男性の方が 優遇されている	どちらかといえば 男性の方が 優遇されている	男女平等である	どちらかといえば 女性の方が 優遇されている	女性の方が 優遇されている	わからない
A 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
B 地域活動や地域社会で	1	2	3	4	5	6
C 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
D 職場で	1	2	3	4	5	6
E 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
F 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
G 政治の場で	1	2	3	4	5	6

問 27 あなたはこれまでに、男だから、女だから、といった思い込みによって差別または不利益を受けたことがありますか。(例えば、「家事・育児は女性がすべきだ」「組織のリーダーは男性が向いている」など、性別による固定的役割分担に関する 無意識の思い込み) (○は1つだけ)

- 1. ある
- 2. ない

＜問 27 で「1. ある」と答えた方におたずねします＞

問 27-1 具体的にどのような差別または不利益を受けましたか。(自由に記入)

6 コロナ禍についておたずねします。

問 28 新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間などにおいて、あなたは次のようなことがありましたか。(〇はいくつでも)

1. 在宅勤務などにより自由な時間が増えた
2. 家族で一緒に過ごす時間が増えた
3. 家庭での衝突が増えた
4. 在宅勤務などにより家事負担が増えた
5. 学校が休みになり育児負担が増えた
6. 収入が減ったことにより生活が厳しくなった
7. 解雇（雇止め含む）を言い渡された
8. 外出できないことでストレスがたまった
9. 友人等と会えずにコミュニケーションが不足してストレスがたまった
10. 体調や健康に関する不安が大きかった
11. その他 ()
12. 特にない

7 DV(ドメスティック・バイオレンス)についておたずねします。



CHECK DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

配偶者や恋人などの、親密な関係にある又はあった者からの暴力を言います。暴力の種類には、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、無視する、脅すなどの「精神的暴力」、性行為の強要などの「性的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、交友関係を制限するなどの「社会的暴力」などがあります。男性から女性への暴力が多くなっていますが、女性から男性への暴力の被害もあります。また、近年では高校生や大学生などの若いカップルの間で起こる『デートDV』も問題になっています。

問 29 あなたはこれまでに、配偶者や恋人などから次にあげるような行為を受けたことがありますか。(A～Hのそれぞれの項目で、〇は1つずつ)

	まったく 無い	1、2度 あった	何度も あった
A 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける	1	2	3
B 医師の治療が必要とされない程度の暴力を受ける	1	2	3
C ののしる、おどす、大声でどなるなどの言葉による暴力を受ける	1	2	3
D 何を言っても長時間無視し続けられる	1	2	3
E 交友関係や電話を細かく監視される	1	2	3
F 嫌がっているのに性的な行為を強要される	1	2	3
G 見たくないのに、アダルトビデオなどを見せられる	1	2	3
H 生活費を渡されない	1	2	3

--> 次ページの間 29-1へ

<問 29 で「1、2度あった」「何度もあった」に1つでも○をつけた方におたずねします>

問 29-1 そのような行為を受けた後、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。（主なもの3つまでに○）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 親や親戚などの身内 | 6. 弁護士 |
| 2. 友人、知人 | 7. 医師 |
| 3. 役所の窓口 | 8. 女性相談所・女性相談員 |
| 4. 警察 | 9. だれにも相談しなかった |
| 5. 法務局 | 10. その他（) |

><問 29-1 で「9. だれにも相談しなかった」と答えた方におたずねします>

問 29-2 だれにも相談しなかった理由は何ですか。（○はいくつでも）

1. どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 相談してもムダだと思ったから
4. 相談したことがわかると、仕返しされると思ったから
5. 自分さえ我慢すればいいと思ったから
6. 世間体が悪いから
7. 他人を巻き込みたくなかったから
8. そのことについて思い出したくなかったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 相談するほどのことではないと思ったから
11. その他（)

問 30 配属者や恋人からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）に対して、市はどのような対応をする必要があると思いますか。（主なもの3つまでに○）

1. 広報やパンフレットなどで、啓発をする
2. DV被害者のための相談体制を整える
3. DV被害者が逃れるための緊急一時保護施設（シェルター）活動を支援する
4. DV被害者から逃れた人が自立して生活できるよう支援する
5. DV被害者に対する（自立支援のための）カウンセリング体制を整える
6. 加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取り組みを進める
7. 男女の人権尊重について、学校や職場において啓発する
8. その他（)

8 困難を抱える女性への支援についておたずねします。

問 31 令和4年5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。この法律は、貧困やDV、性暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化していくものですが、このことについてあなたが特に市で取り組む必要があると思うものを教えてください。(○は3つまで)

1. 多種多様な問題に関する相談窓口の周知
2. 相談窓口間の連携など、分野横断的な仕組みづくり
3. SNSなどによる気軽に相談できる仕組みづくり
4. 専門的に支援できる女性相談員の配置
5. 弁護士や心理専門職等との連携の強化
6. 相談を待つのではなく、訪問するなどして支援を届ける仕組みづくり (アウトリーチ)
7. 一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり
8. 支援等に関する市民理解の促進
9. 同じ困難を抱える人同士の居場所やつながりづくり
10. その他 ()

9 性的マイノリティについておたずねします。

問 32 あなたは、性的マイノリティ (LGBT等) という言葉を知っていますか。(○は1つだけ)

1. 内容まで知っている
2. 聞いたことがある
3. 知らない

問 33 あなたは、性的マイノリティ (LGBT等) の人たちが暮らしやすい社会にするためには、どのような意識啓発や支援が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 市民に対する意識啓発を充実する
2. 幼少期から理解を促進する教育を推進する
3. 性的マイノリティの人が相談できる窓口を設置する
4. 差別を禁止するための条例を制定する
5. パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入する
6. 市において当事者の意見を聞く機会をつくる
7. 市職員や教職員に対する研修を実施する
8. 性別の記載やトイレ等、男女で区別されている制度や慣行等の見直しをする
9. 特に必要なことはない
10. その他 ()

